この度、JICAベトナム法整備支援プロジェクト編集によるベトナム六法が完成し、晴れて公開される運びとなりました。ベトナム法に関心のある法律関係者やベトナムに進出している企業・進出を考えている企業を始めとする多くの方々に、是非、重要な基礎資料としてご活用いただきたく、当部ウェブサイトにて提供させていただきます。

このベトナム六法は、平成23年4月から同25年3月まで、ベトナム・ハノイ市において JICA 長期専門家として活動していた多々良周作氏(現札幌地方裁判所判事浦)が中心となり編集したものです。多々良氏がベトナム六法を編集するに至ったきっかけは、同氏の手による序文「ベトナム六法の発刊にあたって」に詳細に記されていますが、従前、おそらく誰もがベトナム法についてこのような使い勝手の良い六法が存在すれば良いと思いつつも、その作成にかかる手間と労力の前に二の足を踏んでいたであろう作業に鋭意取り組み、無事に完成に至らしめたその功績は多大であり、多々良氏の努力と熱意に対し、改めて敬意を表したいと思います。

法務総合研究所国際協力部長 野口元郎